

令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

	審査項目	配点
1	アプリ内キャンペーンについて	35点
2	アプリ内記事について	35点
3	業務実施体制	10点
4	業務全体のスケジュール	10点
5	県の推進する施策への取組	5点
6	見積書	5点
	計	100点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時：令和7年4月23日(水)

場所：審査委員会に参加申し込みをした事業者に対して、開催日時及び場所を別途通知します。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

イ 参加者の審査委員会への入室は1参加者当たり2名までとします。

ウ 順番は別途お知らせします。

エ 使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 各審査委員の審査結果を集計後、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員の協議により候補者と次点者を選定します。
- (5) 各審査委員の審査結果を集計後、審査委員による採点の合計点数を審査委員数で除した点数が60点に満たない場合には、適切な提案ではないと判断し、候補者又は次点者として選定しません。また、全者において適切な提案がない場合には、プロポーザルの手続きを中止することとします。